

平成 27 年度 第 1 回液化石油ガス規格委員会 議事録（案）

I. 日 時：平成 27 年 5 月 13 日（水） 14：00～17：00

II. 場 所：高圧ガス保安協会 第 1、第 2 会議室

III. 出席者（敬称略、順不同）

委 員 長：坪井

委 員：澤、佐藤（研）、萩原、間宮、安藤、牛島、塚口、榎本、佐藤（恭）、三宮、
杉本、兵頭、夏目、北條、松原

K H K：安田、北出、高橋、狩野、野口、原

IV. 配付資料

資料 1 液化石油ガス規格委員会 委員名簿

資料 2 平成 26 年度第 2 回液化石油ガス規格委員会議事録（案）

資料 3 LP ガスバルク貯槽移送基準（KHKS0840）の改正について

資料 4 LP ガスバルク貯槽移送基準（KHKS0840）改正案（新旧対照表）

資料 5 LP ガスバルク貯槽移送基準（KHKS0840）改正案

資料 6-1 液化石油ガス器具等関係基準の改正について

資料 6-2 自記圧力計及び電気式ダイヤフラム式圧力計規格（基準）（KHKS0713）改正案

資料 6-3 液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（S B 型）技術基準
（KHKS0737）改正案

資料 7 液化石油ガス分野技術基準整備計画（平成 28～32 年度）について（案）

参考資料 高圧ガスの移動に関する運用及び解釈について

V. 議事概要

1. 事務局挨拶

開催に先立ち、事務局より挨拶があった。

2. 定足数の報告

事務局より、本日の出席委員が16名であることを報告し、規格委員会規程第14条第1項に定める定足数を満足していることの報告があった。

3. 前回議事録（案）の承認

資料2「平成26年度第2回液化石油ガス規格委員会議事録（案）」に基づき事務局から説明を行った後、当該議事録（案）の採決を実施したところ、出席委員（16名）の過半数（9名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

4. LP ガスバルク貯槽移送基準（KHKS0840）の改正について

資料3「LP ガスバルク貯槽移送基準（KHKS0840）の改正について」、資料4「LP ガスバルク貯槽移送基準（KHKS0840）改正案（新旧対照表）」及び資料5「LP ガスバルク貯槽移送基準（KHKS0840）改正案」に基づき事務局から説明を行い、以下の意見交換等があった。

○液状のLP ガスが内部に残留した状態でバルク貯槽を移送するのは危険ではないのか。

→設置場所でLP ガスを回収することは高圧ガス保安法に基づく保安距離の規定により実質困難である。このような現状を踏まえて、LP ガスが入った状態においても安全に移送作業を実施するために本基準を作成した。

○バルク貯槽の告示検査を実施するために移送を行う場合において計画的な消費調整がほとんどできず、バルク貯槽内のLP ガスが多量に残っていても中間貯蔵場所へ移送してよいと解釈してよいか。

→そのとおりであるが、液化石油ガスを可能な限り消費してから移送することが望ましい。

○圧縮機を搭載した移動式製造設備によりバルク貯槽内のLP ガスを回収するとあるが、今後の技術開発により移動式製造設備に搭載する処理設備が多様化する可能性を踏まえて、圧縮機を搭載したものに限定しないように記述すべきではないか。

→圧縮機等と修正する。

○バルク貯槽を複数基移送する場合には、容器の移動の基準と同様にバルク貯槽と車両の後面との間に距離を設ける規定はあるか。

→基本通達の改正により、告示検査又は廃棄に伴いバルク貯槽を移送する場合には容器の移動の基準を遵守する必要があり、本基準においても規定している。

○バルク貯槽の荷台への固縛は、当該作業に係る熟練者が実施するか、当該熟練者立会のもを行うことと規定しているが、この場合の熟練者はどのような経験を有する者であるべきか。

→本基準において例示する固縛方法に関する知識及び経験を有することを必要とする主旨である。当該固縛作業の熟練者であることがわかるように、固縛作業の例を先に示した上で実施者を規定する。

以上の意見交換等の後、資料3のスケジュールに基づき、書面投票（15日間）、パブリ

ックコメント（1ヶ月）を実施することについて採決を実施したところ、出席委員（16名）の過半数（9名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

5. 液化石油ガス器具等関係基準の改正について

資料 6-1「液化石油ガス器具等関係基準の改正について」、資料 6-2「自記圧力計及び電気式ダイヤフラム式圧力計規格（基準）（KHKS0713）改正案」及び資料 6-3「液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置(S B型)技術基準」に基づき事務局から説明を行い、以下の意見交換等があった。

○ 零の記載を数字表記に修正しているが、カタカナ表記にしたほうがよいのではないか。

また、数字の場合には半角に統一したほうがよい。

→ JIS の規定等を確認の上、修正する。なお、数字は半角に統一する。

○ 例示基準において、自記圧力計として機械式自記圧力計と電気式ダイヤフラム式自記圧力計と記載されている。一方、基準のタイトルでは「自記圧力計及び電気式ダイヤフラム式圧力計規格」となっているが整合等の問題はないか。

→ 基準の総則において自記圧力計は機械式自記圧力計と電気式ダイヤフラム式自記圧力計であることを規定しており、問題ない。

以上の意見交換等の後、技術基準の制定等に関する規程第 14 条で定める軽微な変更該当する本件について意見募集期間（平成 27 年 5 月 18 日まで）に寄せられた意見等に基づき修正した改正案であることを委員長に確認の上進めていくことについて出席委員全員に承認された。

6. 液化石油ガス分野技術基準整備計画（平成 28～32 年度）について

事務局より資料 7「液化石油ガス分野技術基準整備計画（平成 28～32 年度）について」の説明があった。同計画及び改正に関する要望等により計画変更があった場合には書面審議等により承認を頂くプロセスについて採決を行ったところ、出席委員（16名）の過半数（9名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

以上